

令和 8 年度 税制改正のポイント

中小企業・個人事業主・個人のお客様向け

ウィズグロース会計事務所

今回の改正の大きな流れ

令和 8 年度税制改正は、物価上昇への対応と、企業の設備投資・賃上げ・事業承継を後押しする内容が中心です。特に中小企業では「40 万円未満の少額資産」「インボイス経過措置」、個人では「基礎控除・給与所得控除」「住宅ローン控除」「NISA」の確認が重要です。

1. 会社・個人事業主に関係する主な改正

■ 少額減価償却資産の特例が 40 万円未満へ

中小企業者等が使える即時費用化の特例について、対象となる資産の取得価額が「30 万円未満」から「40 万円未満」へ引き上げられます。適用期限は令和 11 年 3 月 31 日まで延長。ただし、常時使用する従業員数の要件は「500 人以下」から「400 人以下」へ見直されます。年間 300 万円までという上限は引き続き注意が必要です。

■ インボイス制度の経過措置が段階的に見直し

免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額控除できる割合が段階的に引き下げられます。令和 8 年 10 月から 70%、令和 10 年 10 月から 50%、令和 12 年 10 月から 30%となり、令和 13 年 10 月以降は控除不可となる流れです。取引先の登録状況の確認が、今後さらに重要になります。

■ 新たな設備投資促進税制の創設

一定の設備投資計画について確認を受けた企業を対象に、即時償却または税額控除が可能となる制度が設けられる見込みです。大型投資や省力化投資を予定している会社は、投資前の計画づくりがポイントになります。

■ 事業承継税制の手続期限が延長

特例承継計画の提出期限が延長されます。法人版は令和 9 年 9 月 30 日まで、個人版は令和 10 年 9 月 30 日までの予定です。株式承継や後継者問題がある会社は、早めに方向性を決めておくと安心です。

■ 食事支給の非課税限度額が見直し

従業員が食事代の 50%以上を負担しているなどの要件を満たす場合、会社負担額の非課税限度額が月額 3,500 円以下から月額 7,500 円以下へ引き上げられる見込みです。福利厚生の見直しに使いやすい改正です。

■ 青色申告特別控除の見直し

不動産所得または事業所得がある個人について、一定の要件を満たす場合、青色申告特別控除額が引き上げられます。一方で、簡易な帳簿で記録している場合の 10 万円控除については、一定規模以上では受けられなくなる方向です。

2. 個人に関する主な改正

■ 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

物価上昇に対応するため、合計所得金額 2,350 万円以下の人について所得税の基礎控除が原則 4 万円引き上げられます。また、給与所得控除の最低保障額も引き上げられる方向です。扶養・配偶者・年末調整への影響確認が必要です。

■ 防衛特別所得税（仮称）の創設

令和 9 年分以後の所得税から、防衛財源確保のための新たな税制が創設される予定です。復興特別所得税の税率引下げとあわせて整理されるため、全体の負担割合は変わらない設計とされています。

■ 住宅ローン控除の拡充・延長

住宅価格の上昇や子育て世帯への配慮から、借入限度額の上乗せや適用期限の延長が予定されています。合計所得金額、床面積、入居時期、住宅性能の要件確認が重要です。

■ NISA の拡充

つみたて投資枠の口座開設可能年齢が 0 歳から 17 歳まで拡大される予定です。18 歳未満については年間投資枠 60 万円、非課税保有限度額 600 万円とされています。

■ 教育資金一括贈与の非課税措置は終了予定

直系尊属から教育資金の一括贈与を受ける場合の非課税措置は、令和 8 年 3 月 31 日までで終了予定です。利用を検討している場合は期限に注意が必要です。

■ 貸付用不動産の評価方法の見直し

相続等の直前に対価を伴う取引で取得・建築した貸付用不動産などについて、相続税評価ではなく通常の取引価額に相当する金額で評価される方向です。不動産を活用した相続対策では、より慎重な検討が必要になります。

実務上のおすすめ対応

設備投資・インボイス取引・事業承継・住宅取得・贈与を予定している場合、改正の「適用開始時期」と「期限」を確認することが大切です。同じ改正でも、法人・個人・取引内容によって有利不利が変わります。

※本資料は添付資料および財務省・国税庁公表資料を基に、顧問先向けの一般的な案内文として作成しています。個別の適用可否は要件確認が必要です。